

2025年8月8日  
第3回 批判的言語教育国際シンポジウム  
@関西大学

【ポスター発表&ディスカッション】  
インクルージョンを推し進めると  
言語教育の本質が見える！

植村麻紀子 池谷尚美 中川正臣 古屋憲章 山崎直樹

# タイムスケジュール

15:00-15:15 趣旨説明&ケースの概要紹介

15:15-15:55 グループセッション 第1ラウンド

15:55-16:35 グループセッション 第2ラウンド

16:35-17:00 全体ディスカッション

※休憩は各自で適宜お取りください。

# 1. 背景

インクルージョン (inclusion)  
なにものをも しないこと

「排除」の種類

※ アウト・グループ化(2014)  
「アウト・グループ化」は、組織内  
の「自分たち」と「彼ら」を区別する  
行為を指す。

- ① 差別化排除 (区別すること)
- ② 差別化排除 (区別で特権の獲得、権威の確立による排除)
- ③ 排除化排除 (差別化排除による区別の排除)
- ④ アウト・グループ化 (区別による排除)
- ⑤ 排除化排除 (区別化による区別の排除、区別化による区別の排除)
- ⑥ 排除化排除

# 「排除」の種類

👉 ジュリア・カセム他(2014)  
『インクルーシブ・デザイン  
—社会の課題を解決する参加型デザイン』  
(学芸出版社)

- ① 身体的排除(肢体不自由)
- ② 感覚的排除(視覚や聴覚の障害、感覚過敏による苦痛)
- ③ 知覚的排除(専門用語や文字の認識が困難)
- ④ デジタル化による排除(IT技術による情報格差)
- ⑤ 感情的排除(社会からの疎外感、個人や組織における孤独感等)
- ⑥ 経済的排除

# 1.背景

## 言語学習環境とは？

### 学習環境：

- 1) 人的環境（教師、学習者、支援者、管理者…）
- 2) 物理的な環境（教室、教材、教具、通信…）
- 3) コンテンツ（何をどのように学ぶかという設計）

### 言語学習環境：

言語学習特有の問題を考慮に入れた学習環境。  
言語教育に携わる者がプロフェッショナルとして  
考慮しなければならない領域。

# 1.背景

## インクルーシブ教育とは？

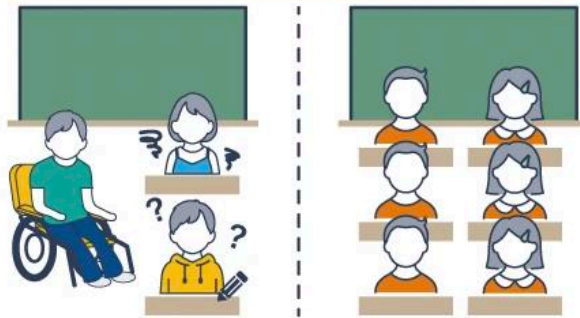
国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもが共に学び合う教育のこと。

1994年に行われたユネスコ（国連教育科学文化機関）の「特別ニーズ教育世界会議」において採択された「サラマンカ宣言」により初めて国際的に提唱された。

# インクルーシブ教育とは？

インクルーシブ教育とは、国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもが共に学び合う教育のこと

## 現在の日本の教育



特別な支援の必要な子どもと、  
そうでない子どもを分けて、別々の場所で教育する

## インクルーシブ教育



国籍や人種などの違いに関係なく、  
すべての子どもが同じ場所で共に学び合う

 インクルーシブ教育を普及させるには、大人たちの次のような行動が必要

- |                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| 01 多様な人たちの話を聞く           | 04 アンコンシャス・バイアスに気づく |
| 02 子どもたちに互いの違いを知る環境を用意する | 05 社会的障壁を取り除く       |
| 03 子どもたちへの見方を変える         |                     |

インクルーシブ教育とは？（デザイン：吉田咲雪）

# 1.背景

## 合理的配慮とは？

内閣府「障害者差別解消法リーフレット」

合理的配慮は、障害のある人から、**社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている**との意思が伝えられたときに、**負担が重すぎない範囲で対応すること**（事業者に対しては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、**話し合い、理解を得るよう努める**ことが大切です。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
（障害者差別解消法）第7条2



# 1.背景

## 合理的配慮とは？

### 第七条

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

# 1.背景

## 合理的配慮の義務化

内閣府「リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」」

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。
- 「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。
- 令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。
- 改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行されました。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
(障害者差別解消法) 第8条2

# 1.背景

## 合理的配慮の義務化

改正後

|           | 行政機関等 | 事業者          |
|-----------|-------|--------------|
| 不当な差別的取扱い | 禁止    | 禁止           |
| 合理的配慮の提供  | 義務    | 努力義務<br>⇒ 義務 |

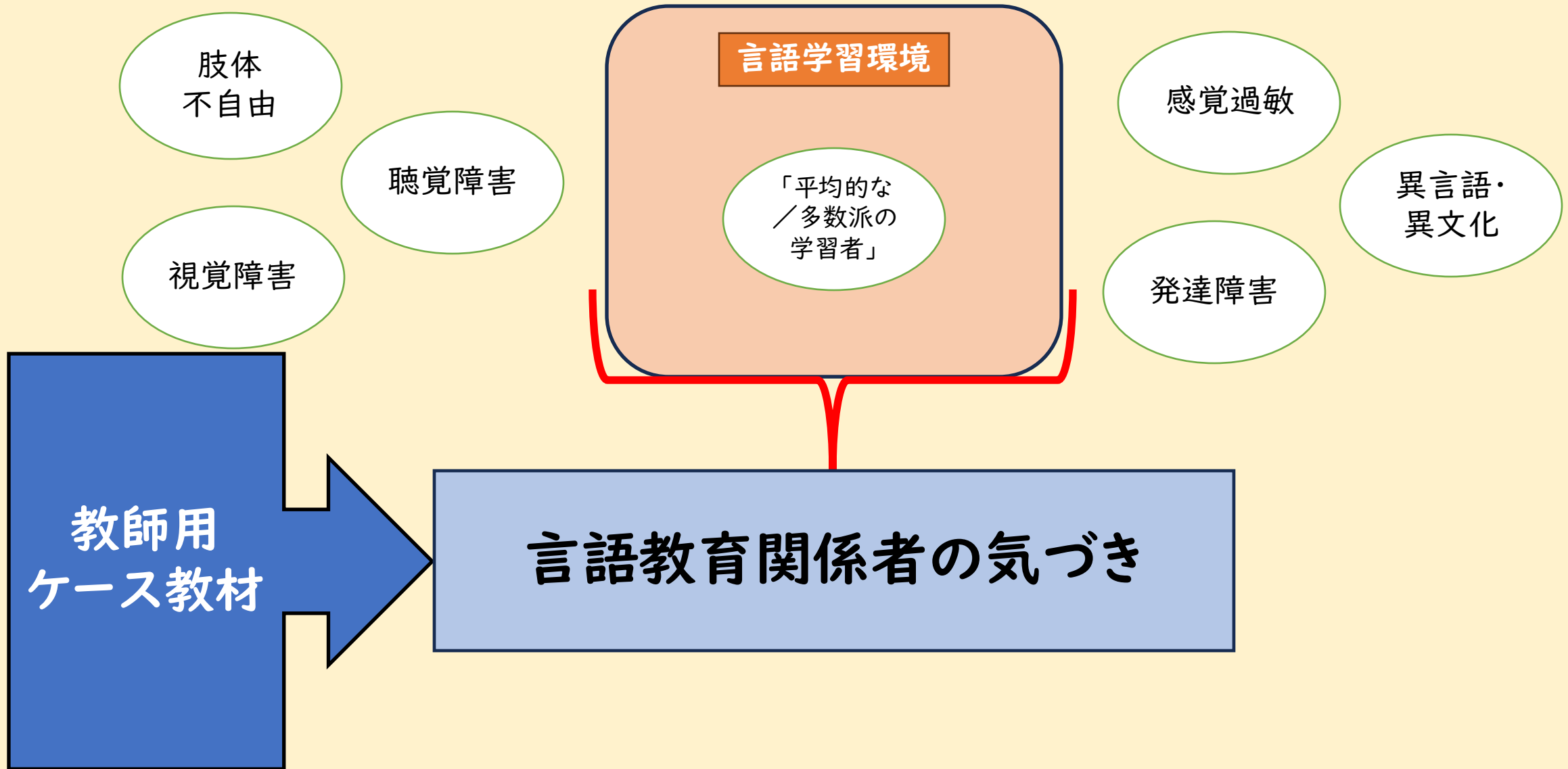
### 第八条

2 **事業者**は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ**合理的な配慮**をしなければならない。

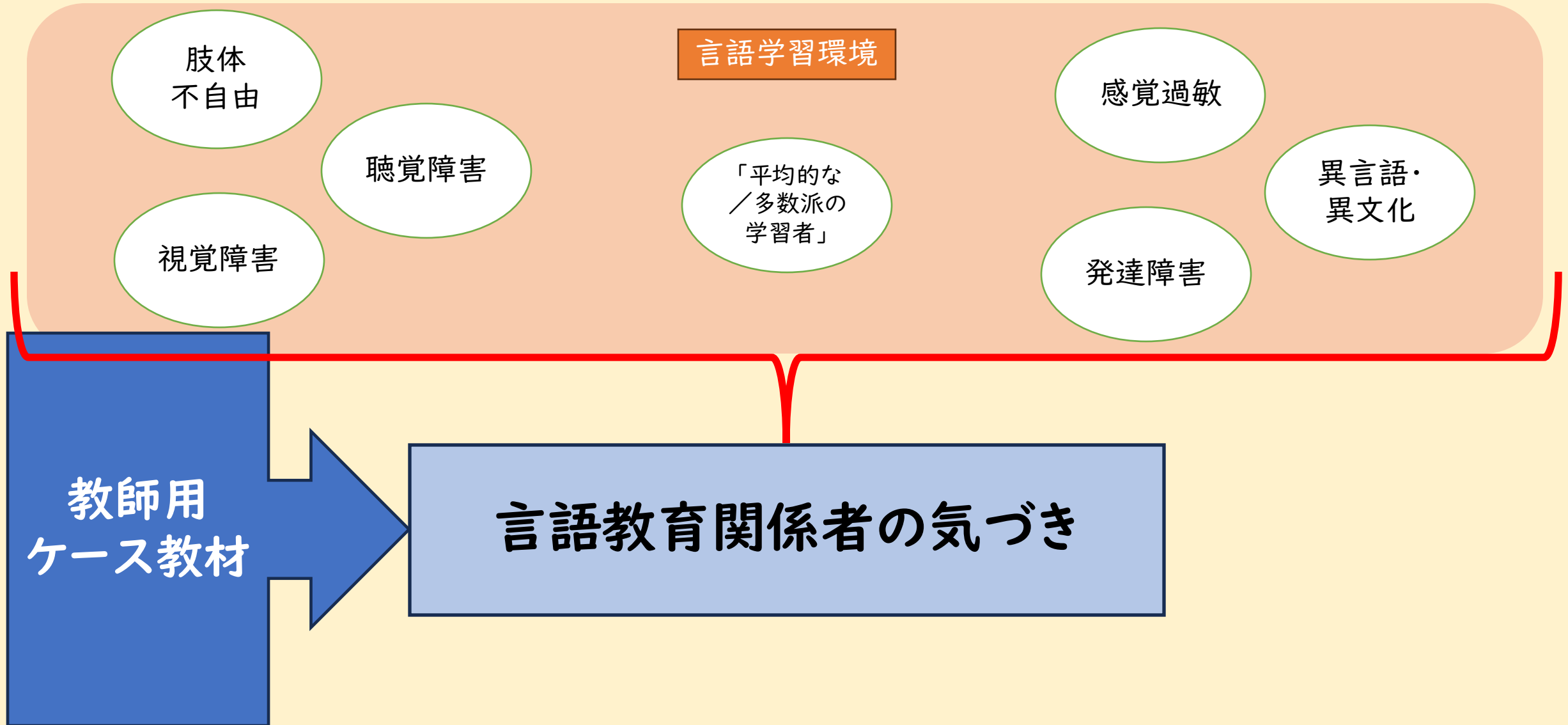


教育機関における合理的配慮の義務化

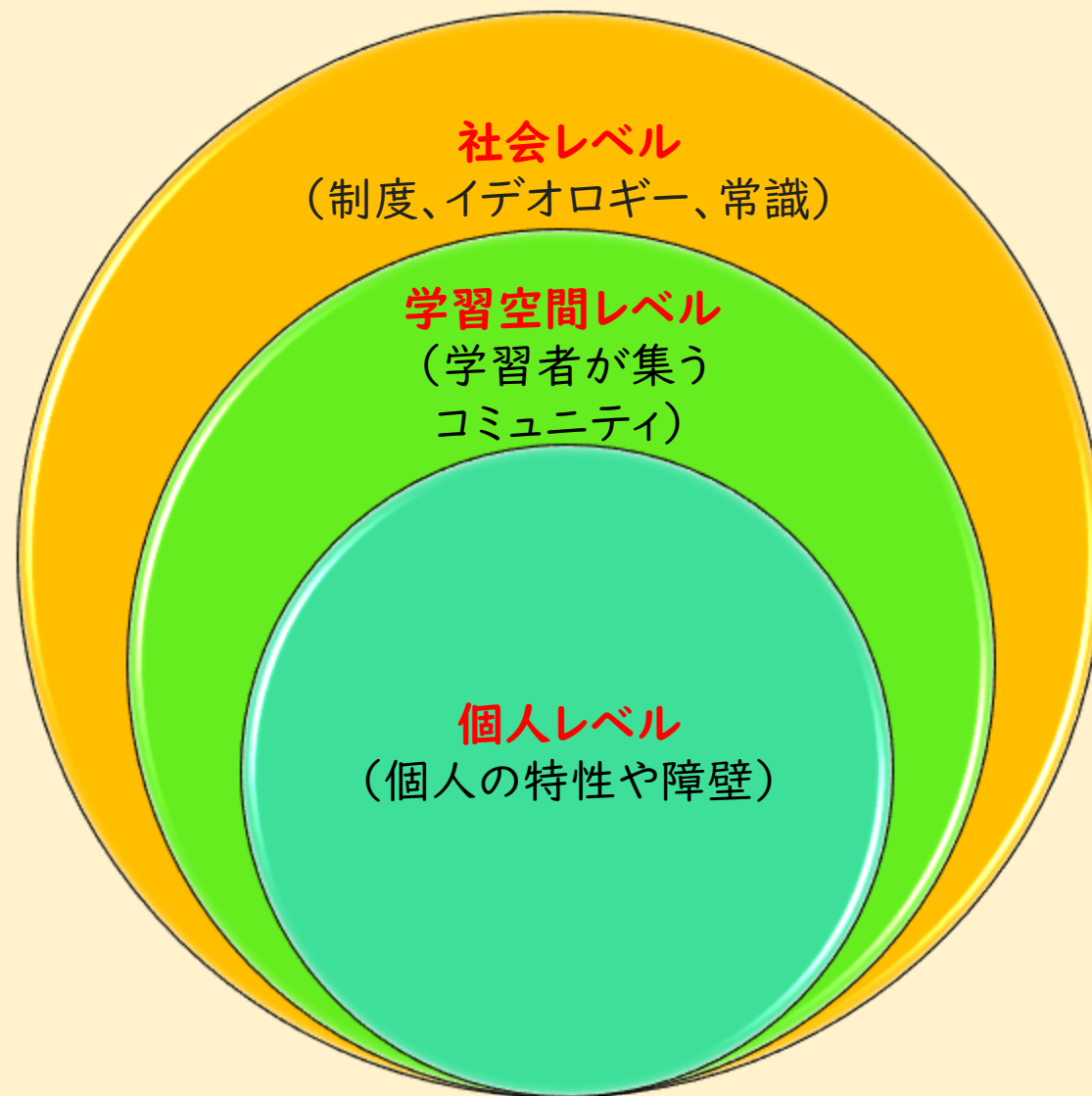
## 2.問題意識



## 2.問題意識



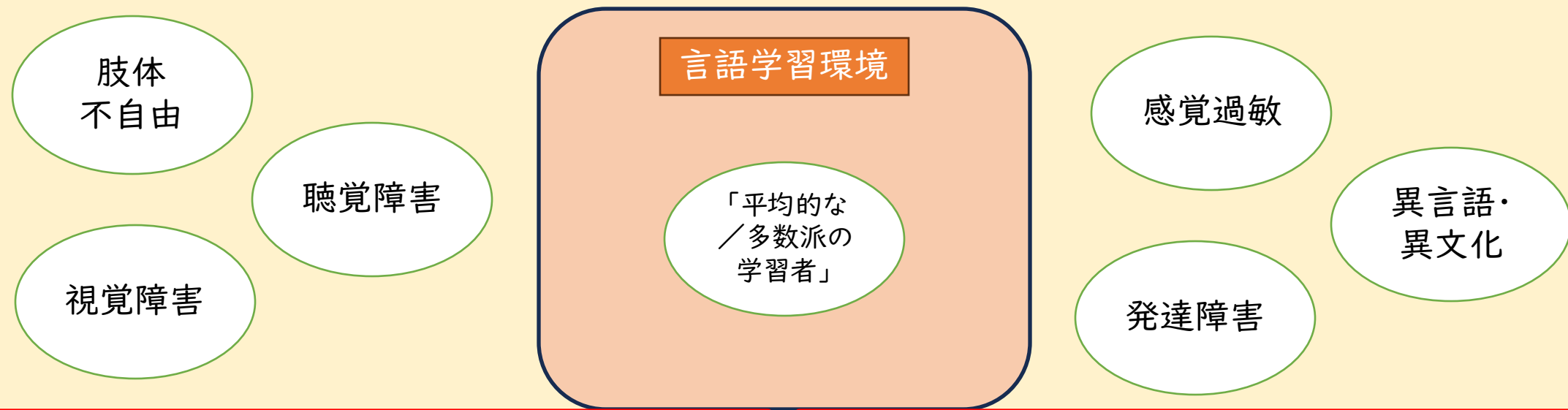
# 3.教師用ケース教材



言語学習環境を捉える三つのレベル

# 3.教師用ケース教材

【本ケース教材の開発意図】



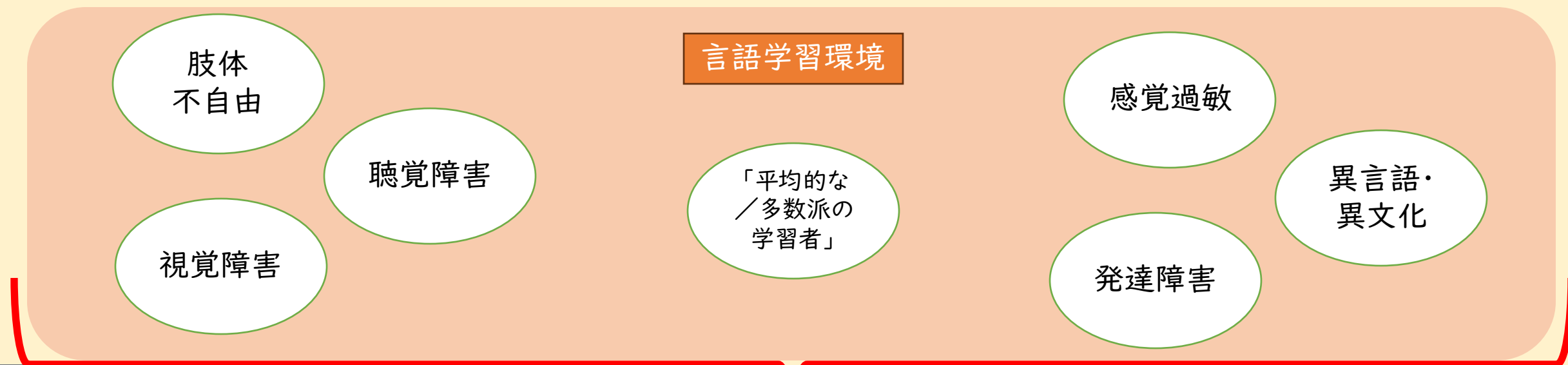
教師用  
ケース教材：  
個人、  
学習空間、  
社会レベル  
の問いかけ

言語教育関係者の気づき

目の前の事象を複層的に捉える  
→ 自分なりの解決策を導く

# 3.教師用ケース教材

【本ケース教材の開発意図】



教師用  
ケース教材：  
個人、  
学習空間、  
社会レベル  
の問いかけ

言語教育関係者の気づき

目の前の事象を複層的に捉える  
→ 自分なりの解決策を導く



## 4.本セッションのテーマ

インクルージョンを推し進めると  
言語教育の本質が見える！

# 言語教育の本質が見えてくる

漢字は手で書かなければならない？



授業中にヘッドフォンをつけてはいけない？

言語教育におけるインクルージョンを推し進める

- 何が目標で、何が目的かの再認識
- 自分で決められるようになる学習環境
- 教師の役割の再検討 など

学習者の提出物の締め切りやスケジュール管理は支援すべき？

初めの一步を踏み出すのが困難な学習者にどんな足場かけをするか？

授業ではみんなの前で発言や発表はすべき？